

領土に関する決議

昭和 28 年 11 月 7 日
衆議院本会議可決

平和条約の発効以来、齒舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿願であり、久しく待望しつつあったところである。本院においても、院議をもってしばしばこれを要請し来ったのであるが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、国民ひとしく遺憾に堪えないところである。

本院は、よって政府が、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。